

ダイワ／“RICI<sup>®</sup>”コモディティ・ファンド

追加型投信／内外／その他資産（商品先物）／インデックス型

信託期間：2008年6月27日 から 無期限  
決算日：毎年4月25日および10月25日(休業日の場合翌営業日) 基準日：2025年10月31日  
回次コード：3102

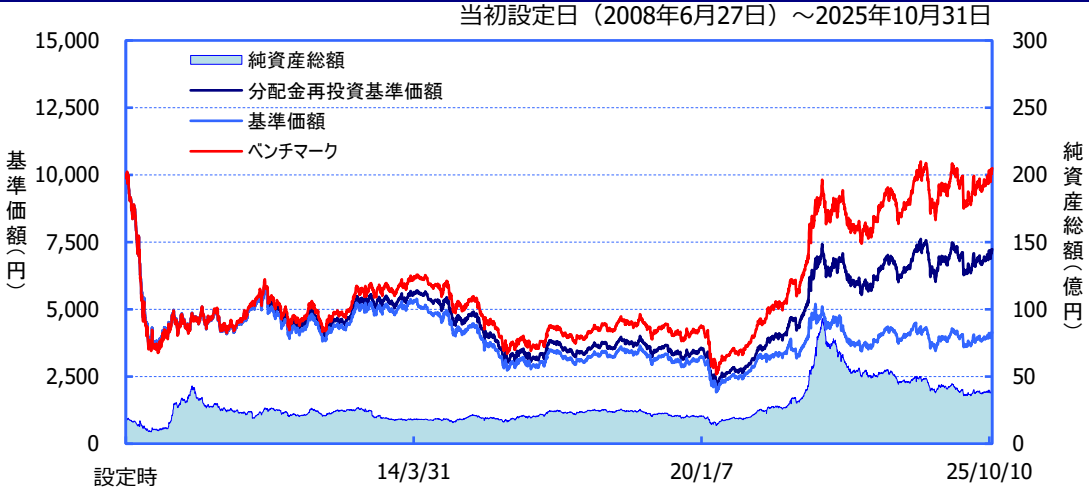
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年10月31日現在

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 4,137 円 |
| 純資産総額 | 39億円    |

| 期間別騰落率 |          |          |
|--------|----------|----------|
| 期間     | ファンド     | ベンチマーク   |
| 1カ月間   | +3.7 %   | +3.9 %   |
| 3カ月間   | +3.4 %   | +4.0 %   |
| 6カ月間   | +14.1 %  | +15.6 %  |
| 1年間    | +6.0 %   | +8.3 %   |
| 3年間    | +6.5 %   | +13.4 %  |
| 5年間    | +174.7 % | +210.5 % |
| 年初来    | +1.8 %   | +3.8 %   |
| 設定来    | -27.7 %  | +2.5 %   |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※当ファンドはロジャーズ国際コモディティ指数<sup>®</sup>(円換算)をベンチマークとしておりますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。  
※ロジャーズ国際コモディティ指数<sup>®</sup>(円換算)は、同指数(米ドル建て)を円換算し、当ファンド設定時を10,000として大和アセットマネジメントが計算したものです。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月)     | 分配金        |
|--------------|------------|
| 第1～23期 合計：   | 500円       |
| 第24期 (20/04) | 0円         |
| 第25期 (20/10) | 0円         |
| 第26期 (21/04) | 300円       |
| 第27期 (21/10) | 350円       |
| 第28期 (22/04) | 450円       |
| 第29期 (22/10) | 450円       |
| 第30期 (23/04) | 0円         |
| 第31期 (23/10) | 0円         |
| 第32期 (24/04) | 350円       |
| 第33期 (24/10) | 0円         |
| 第34期 (25/04) | 0円         |
| 第35期 (25/10) | 0円         |
| 分配金合計額       | 設定来：2,400円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位ファンド                     |                                 |       | 合計98.9% |
|------------------------------|---------------------------------|-------|---------|
| 運用会社名                        | ファンド名                           | 比率    |         |
| ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド | 「“RICI <sup>®</sup> ”ファンド クラスA」 | 98.8% |         |
| 大和アセットマネジメント                 | ダイワ・マネー・マザーファンド                 | 0.1%  |         |

| 通貨別構成 |       | 合計100.0% |
|-------|-------|----------|
| 通貨    | 比率    |          |
| 米ドル   | 98.8% |          |
| 日本円   | 1.2%  |          |

《組入ファンドの資産の状況》

※比率は、各組入ファンドの純資産総額に対するものです。

| 「“RICI <sup>®</sup> ”ファンド クラスA」の資産構成 |        |
|--------------------------------------|--------|
| 資産                                   | 比率     |
| 先物証拠金その他                             | 27.6%  |
| 外国公社債                                | 72.4%  |
| 合計                                   | 100.0% |
| 商品先物                                 | 100.7% |
| 先物合計                                 | 100.7% |
| 純資産総額(100万米ドル)                       | 43     |

| ダイワ・マネー・マザーファンドの資産構成 |        |
|----------------------|--------|
| 資産                   | 比率     |
| 国内債券                 | 51.8%  |
| コール・ローン、その他          | 48.2%  |
| 合計                   | 100.0% |

※「“RICI<sup>®</sup>”ファンド クラスA」の資産構成は、基準価額への反映を考慮して、原則として月末から1営業日前の市場に基づくデータを使用しています。

設定・運用：

大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

2025年10月末の基準価額 4,137 円

2025年9月末の基準価額 3,990 円

変動額 147 円

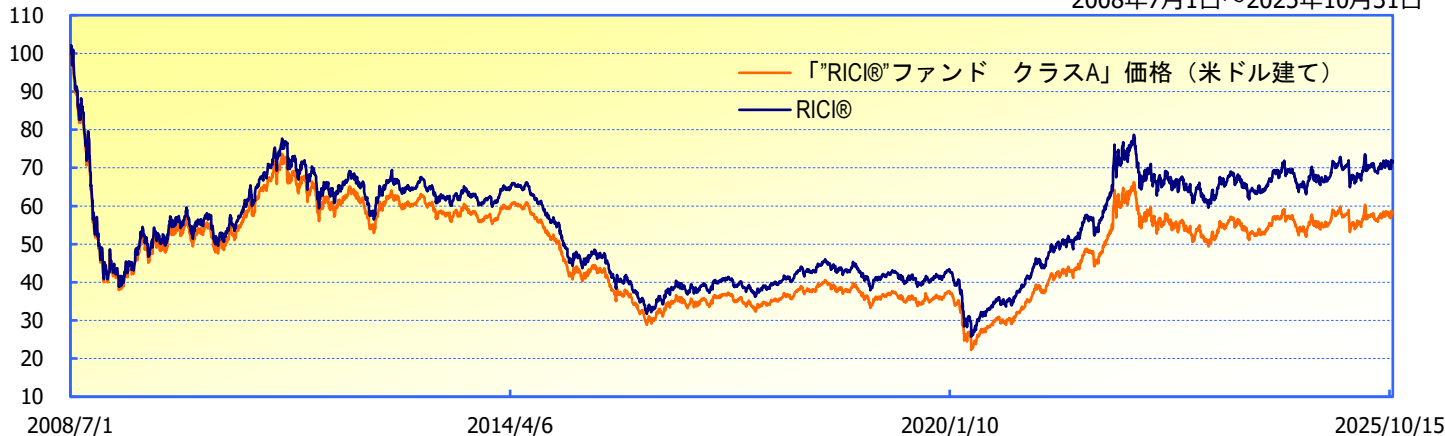
| 内訳                  | 価格要因 | 為替要因  | 合計    |
|---------------------|------|-------|-------|
| 「RICI®」ファンド クラスA)要因 | 14 円 | 138 円 | 152 円 |
| ダイワ・マネー・マザーファンド要因   | 0 円  | ---   | 0 円   |
| 小計                  | 14 円 | 138 円 | 152 円 |
| 分配金                 |      |       | 0 円   |
| 運用管理費用、その他          |      |       | ▲5 円  |

※変動要因分解は、簡便法に基づく概算値であり、実際の数値とは異なる場合があります。また、その他には、設定・解約の影響、複合要因などが含まれます。表示桁未満の四捨五入等の関係で各欄の数値の合計が変動額の数値と合わないことがあります。

「運用概況」

「RICI®」ファンド クラスA) (米ドル建て)

2008年7月1日～2025年10月31日



※過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※「RICI®」ファンド クラスA)価格(米ドル建て)とRICI®はダイワ／「RICI®」コモディティ・ファンドへの組み入れが反映された2008年7月1日を100として指数化したものです。

※「RICI®」ファンド クラスA)価格(米ドル建て)は計上ベースで2008年7月1日より表示しています。

※「RICI®」ファンド クラスA)価格(米ドル建て)とRICI®はそれぞれ算出されない日があります。

「RICI®」構成比率と月間騰落率

(2025年9月29日～2025年10月30日終値ベース)

| エネルギー  | 構成銘柄       | 構成比率   | 月間騰落率  |
|--------|------------|--------|--------|
| 40.00% | 原油(WTI)    | 15.00% | -3.87% |
|        | 原油(北海ブレント) | 13.00% | -3.45% |
|        | 天然ガス       | 6.00%  | 1.85%  |
|        | RBOBガソリン   | 3.00%  | -0.11% |
|        | ヒーティング・オイル | 1.80%  | 3.67%  |
|        | ガス・オイル     | 1.20%  | 3.61%  |

| 産業金属   | 構成銘柄   | 構成比率  | 月間騰落率  |
|--------|--------|-------|--------|
| 14.00% | アルミニウム | 4.00% | 6.77%  |
|        | 銅      | 4.00% | 4.76%  |
|        | 鉛      | 2.00% | 0.94%  |
|        | 亜鉛     | 2.00% | 3.90%  |
|        | ニッケル   | 1.00% | -1.06% |
|        | スズ     | 1.00% | 0.66%  |

| 貴金属    | 構成銘柄  | 構成比率  | 月間騰落率  |
|--------|-------|-------|--------|
| 11.10% | 金     | 5.00% | 4.17%  |
|        | 銀     | 4.00% | 3.40%  |
|        | プラチナ  | 1.80% | -1.10% |
|        | パラジウム | 0.30% | 14.11% |

| 家畜    | 構成銘柄 | 構成比率  | 月間騰落率   |
|-------|------|-------|---------|
| 3.00% | 生牛   | 2.00% | -1.17%  |
|       | 豚赤身肉 | 1.00% | -10.54% |

| 穀物     | 構成銘柄        | 構成比率  | 月間騰落率  |
|--------|-------------|-------|--------|
| 20.00% | トウモロコシ      | 4.75% | 2.08%  |
|        | 大豆          | 3.50% | 7.57%  |
|        | 小麦(CBOT上場)  | 2.75% | 0.91%  |
|        | 大豆油         | 2.00% | -0.08% |
|        | 欧州小麦        | 2.00% | 1.46%  |
|        | 小麦(CME上場)   | 1.00% | 0.93%  |
|        | 菜種          | 1.00% | 4.20%  |
|        | 春小麦(MGEX上場) | 1.00% | -2.15% |
|        | 大豆粕         | 0.75% | 14.60% |
|        | 米           | 0.75% | -8.62% |
|        | オーツ麦        | 0.50% | -8.19% |

| ソフト    | 構成銘柄     | 構成比率  | 月間騰落率   |
|--------|----------|-------|---------|
| 10.00% | 綿花       | 4.20% | -0.58%  |
|        | コーヒー     | 2.00% | 11.19%  |
|        | 砂糖       | 1.00% | -13.19% |
|        | 白糖       | 1.00% | -10.45% |
|        | ココア      | 1.00% | -10.52% |
|        | オレンジジュース | 0.60% | -25.85% |
|        | 牛乳       | 0.20% | 6.19%   |

| その他   | 構成銘柄 | 構成比率  | 月間騰落率  |
|-------|------|-------|--------|
| 1.90% | ゴム   | 1.00% | 2.62%  |
|       | 板材   | 0.90% | -6.73% |

(出所)ブルームバーグ

※上記は当該期間中の主なRICI®の構成銘柄、構成比率を示したもので、当ファンドおよび「RICI®」ファンド クラスA)における実際の商品先物取引の構成が上記と一致することを保証するものではありません。また、RICI®の構成については、随時、銘柄の入替え、構成比率の見直しが行われます。

※月間騰落率は、主として当月のRICI®に使用される限月の終値を用いて計算しています。計算に用いた限月は、「RICI®」ファンド クラスA)に実際に組み入れているものと必ずしも一致しません。

＜商品市況＞

コモディティは小幅に上昇しました。セクター別では、エネルギーが下落、メタルが上昇、農産物がおおむね横ばいでした。原油（WTI）は、主要産油国による増産観測や、中東情勢の緊張緩和を受けて下落しました。メタルは、FRB（米国連邦準備制度理事会）の利下げ観測や、世界の主要鉱山における銅の供給障害から、貴金属、産業金属ともに上昇しました。農産物は、米中貿易協議の進展を受けて大豆が上昇しました。

エネルギーセクター：

エネルギーは下落しました。原油（WTI）は、OPEC（石油輸出国機構）と非加盟の産油国で構成するOPECプラスの有志国による増産観測から、月初に下落しました。月中旬には、イスラエルがガザでの停戦合意の発効を発表したことで、中東情勢の緊張が緩和したことから続落しました。月下旬には、米国がロシアの石油大手を経済制裁の対象に加えたと発表したことから、下落幅を縮小しました。

金属セクター（産業金属、貴金属）：

貴金属は上昇しました。金は、FRB（米国連邦準備制度理事会）の利下げ観測から、月前半に上昇しました。月後半は、利益確定売りや米中貿易協議の進展期待から、上昇幅を縮小しました。

産業金属は上昇しました。銅は、チリやインドネシアの主要鉱山で発生した事故の影響により、引き続き供給懸念が意識されたことから上昇しました。

農産物セクター（穀物、ソフト、家畜、その他）：

農産物はおおむね横ばいでした。米中貿易協議の進展を受けて大豆が上昇した一方、価格高騰による需要減退を受けてオレンジジュースが下落しました。

※国際商品市況は景気動向や在庫状況、米ドル相場、投機筋による建て玉動向などに左右され、一般的に景気拡大や在庫の減少、米ドル安は相場の上昇要因となる傾向があります。米ドル安が相場の上昇要因となる理由は、商品価格がおおむね米ドル建てで表示されるため、非米ドル圏から見た商品価格の割安感が強まるためです。

月間を通じて「“RICI®” ファンド クラスA」の組入比率を高位に維持しました。

今後の運用につきましても、引き続き「“RICI®” ファンド クラスA」の高位組み入れを保つ方針です。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・コモディティ（商品先物取引等）に投資し、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・コモディティ（商品先物取引等）に投資します。
- ・毎年4月25日および10月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

「ダイワ／“RICI®”コモディティ・ファンド」およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®”Commodity Fund Ltd.」（そのサブファンドである「“RICI®” class A」を含みます。）（以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。）は James Beeland Rogers、Jim Rogers®または Beeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beeland はファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。Beeland は Rogers International Commodity Index®の決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beeland はファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beeland はファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers®」、「Rogers International Commodity Index®」、「Rogers International Commodity™」および「RICI®」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers®または Beeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品先物取引による運用に伴うリスク | 商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。                                                             |
| 為替変動リスク           | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。実質組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。                                                                                                                      |
| カントリー・リスク         | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                                                                                         |
| その他               | イ．解約資金を手当てするため、投資先のファンドにおいて商品先物ポートフォリオや組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。<br>ロ．当ファンドは、投資する「“RICI®”ファンド クラス A」を通じて、RICI®の動き（円換算）に連動する投資成果をめざして運用を行ないますが、当ファンドの基準価額の動きが RICI®の動きに、十分に連動するとは限りません。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用                       |                                                 |                                                                           |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                                      | 料率等                                             | 費用の内容                                                                     |
| 購入時手数料                               | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>3.3%(税抜3.0%)</b>         | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額                              | ありません。                                          | —                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                  |                                                 |                                                                           |
|                                      | 料率等                                             | 費用の内容                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                     | 年率1.133%<br>(税抜1.03%)                           | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)                   | 委託会社                                            | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |
|                                      | 販売会社                                            | 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |
|                                      | 受託会社                                            | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |
| 投資対象とする<br>投資信託証券<br>(目論見書作成時点)      | 年率0.7925%                                       | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。                                                    |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用の概算値<br>(目論見書作成時点) | <b>年率1.9255%(税込) 程度</b> (純資産総額によっては上回ることがあります。) |                                                                           |
| その他の費用・<br>手数料                       | (注2)                                            | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                              |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                     |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                          |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                       |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                     |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                            |
| 申込受付中止日                | 次のイ.、ロ.、またはハ. に掲げる日のいずれかと同じ日付の日<br>イ. ニューヨークの銀行またはシンガポールの銀行のいずれかの休業日<br>ロ. シンガポールの銀行休業日（土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。）の前営業日<br>ハ. イ.、ロ. のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                       |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                                                                       |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・ロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）が改廃されたとき<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき              |
| 収益分配                   | 年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                  |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。                                                  |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ／“R I C I®” コモディティ・ファンド

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）                             |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|------------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                            |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br><small>（委託金融商品取引業者<br/>マネックス証券株式会社）</small>   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社岩手銀行                                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第3号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br><small>（委託金融商品取引業者<br/>株式会社SBI証券）</small>   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br><small>（委託金融商品取引業者<br/>マネックス証券株式会社）</small> | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社熊本銀行                                                   | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社十八親和銀行                                                 | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第3号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社福岡銀行                                                   | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第7号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| PayPay銀行株式会社                                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| アイザワ証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       |                         | ○                       | ○                          |
| 池田泉州TT証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                         |                         |                            |
| いちよし証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第24号   | ○       |                         | ○                       |                            |
| 株式会社SBI証券                                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 株式会社証券ジャパン                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第170号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| 東海東京証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 内藤証券株式会社                                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| ばんせい証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第148号  | ○       |                         |                         |                            |
| PWM日本証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| 松井証券株式会社                                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 松阪証券株式会社                                                   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第19号   | ○       |                         |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| moomoo証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメ<br>ント株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3233号 | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 楽天証券株式会社                                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| リーディング証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第78号   | ○       |                         |                         |                            |
| リテラ・クリア証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。